

英国知的財産庁（UKIPO）、商標、意匠等に関する意見募集を開始

2023 年 9 月 18 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2023 年 8 月 22 日、商標、意匠等に関して意見募集を開始した旨、プレスリリースにて公表した。本意見募集は、2022 年 12 月 3 日から 2023 年 1 月 6 日に実施した 2024 年春に UKIPO が新たに開始予定のデジタルサービス（営業時間を 24 時間週 7 日とすること、特許出願にカラー図面や他の種類の媒体を含めること等）に関する意見募集に続くものであり、主に 2025 年に開始が予定されている新しい商標、意匠等に関する新しいデジタルサービスに焦点が当てられている。

本プレスリリース及び意見募集の概要は以下のとおり。

1. 概要

UKIPO は統合されたデジタルサービスを段階的に提供し、新しい特許サービスを 2024 年春に全面的に提供開始する予定。続いて、2025 年末までに商標、意匠等のデジタルサービスが開始される予定である。

本意見募集では、現行のサービスやプロセスを変更する可能性のある以下の 6 つの分野について意見を募集している。

（1）連続商標（Series Trade mark）

本意見募集には、連続商標の変更または廃止に関する提案が含まれている。連続商標は、例えば、同じロゴを異なる色で使用するなど、最大 6 つの類似商標を低コストで出願できるもので、国内商標出願の約 10%を占める。連続商標の出願は、正しく使用されていないという理由で Objection rate¹が高く、代理人なしのユーザーで 39%、代理人ありのユーザーで 17%となっており、これらは多くのユーザーが連続商標の出願に困難を感じていることを示唆している。連続商標は広く使用されているが、ユーザーにとって連続商標がどのような付加価値や法的保護をもたらしているのか不明である。

（2）紛争解決における調停の利用拡大

UKIPO では、特許取消や特許を受ける権利に関する当事者間での紛争解決について、2025 年に開始される新しい紛争解決のデジタルサービスの一環として、調停の利用を促進する方法を模索している。例えば、UKIPO での紛争解決手続きにおいて、UKIPO の調停

¹ UKIPO の以下のウェブページによれば、Objection には第三者情報提供（Third Party Observations）と異議申立（Opposition）が含まれる、とされている。

<https://www.gov.uk/guidance/objection-to-other-peoples-trade-marks-and-the-legal-costs>

人による短時間の会合を開催し、当事者に対して調停とは何か、どのような選択肢があるのか、訴訟と比較した場合の調停にかかる費用について理解する機会を提供することを検討している。

UKIPO は、訴訟に代わる迅速かつ低コストの方法として、当事者に調停を積極的に奨励しており、すべての UKIPO の紛争解決手続きにおいてより多くの調停を利用できるようにするために可能な変更、及びそれらの変更がどのように機能するかについての意見を求めている。

（３）新しい意匠及び商標オンライン書類閲覧サービス

特許出願に関するほとんどの書類は、無料でオンライン上にて閲覧できるのに対し、商標・意匠出願に関する書類を閲覧するためには、UKIPO に訪問するか、手数料を支払って書類のコピーを取り寄せる必要がある。今回、商標・意匠出願に関する書類について、初めてオンラインで閲覧できる新しいデジタルサービスの導入を提案している。

（４）商標・意匠関係書類の公衆閲覧および秘密保持要求

特許規則においては、書類の提出から 14 日間は秘密保持を請求できる期間が設けられているが、商標規則では書類提出と同時に秘密保持の請求を行う必要があり、意匠規則では書類提出後 14 日間は公衆閲覧ができない旨規定されている。これらの情報の秘密保持および書類の公衆閲覧の点について、商標及び意匠規則を改定して、特許規則と整合させることを提案している。

（５）発明者の住所

オンラインで閲覧可能な特許登録簿において発明者の完全な住所を公表しない。例えば、国名と居住地のみ（例えば、Oxford, UK）を公表することを検討している。これは、欧州特許庁の「実務の収斂 (Convergence of Practice)」プログラムの成果と整合するものであり、登録簿に含まれる住所データを減らすことはオンラインで利用可能な個人データを減らすことにもなる。他方、出願人については、完全な住所と送達先は引き続き登録簿にて公表される。

（６）補充的保護証明書（SPC）の料金支払期間

SPC の手数料は、SPC が発効する前に一括で支払わなければならない、料金支払期間は SPC の開始日前の 3 月である（ただし、SPC の付与が開始日まで 3 月未満となった場合、料金支払期間は付与日から 3 月となる）。SPC の料金支払期間を他の知財権の更新料金の支払期間に合わせて、SPC の開始前の 6 月（期間を 6 月に延長）とすることを提案している。

2. 意見募集について

- ・ 意見募集の締切りは 2023 年 10 月 31 日午後 11:59 までとなっており、[オンライン](#)での

回答又は TransformationConsultation@ipo.gov.uk へメールにて回答を送付することによって、意見提出が可能。

- ・ 提出された意見は、後日 UKIPO が要約をウェブページ上で公表予定。

UKIPO では、業務のあらゆる側面を刷新して、ユーザーニーズに応じて優れた知的財産サービスを提供するため One IPO Transformation Programme を進めている。これまでは知的財産権（特許、商標、意匠）毎に別のシステムやプロセスによりサービスを提供してきたが、1つのシステムで UKIPO の全てのサービスにアクセスでき、1箇所で全ての知的財産権をシームレスに管理できるようにシステム刷新を進めている。今後は、ユーザーからの意見募集結果も踏まえて、特許、商標、意匠における制度間での相違を、主に特許制度へ平仄を揃えて解消することで、ユーザーの更なる利便性向上を図っていくものと考えられる。

<参考：英国関連法令（仮訳）>

商標法第 41 条

(1) 次の事項に関しては、規則により規定を定めることができる。

(a) 単一の商標登録出願を複数の出願に分割すること

(aa) 単一の登録商標を複数の登録商標に分割すること

(b) 個別の出願又は登録を併合すること

(c) 連続商標の登録

(2) 連続商標とは、その本質的部分が互いに類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違しているいくつかの商標をいう。

(3) (略)

商標規則 28 連続商標の登録；第 41 条(様式 TM12)

(1) 連続が 6 以下の商標から構成され場合に限り、単一の登録での連続商標の登録を規則 5 に従って申請することができる。

(1A) 連続商標の登録出願が 3 以上の商標から構成される場合は、出願は 2 商標を越える夫々の商標について所定手数料の納付を条件とする。

(2) (1)に基づく申請に続いて、登録官は、それらの商標が連続していると認めるときは、申請を承認しなければならない。

(5) 連続商標の登録出願人又は登録連続商標の所有者は、いつでも、連続商標の中の 1 の商標の削除を請求することができ、登録官は、当該請求後に、相応に当該商標を削除しなければならない。

(6) (5)に基づいて登録官が登録出願から商標を削除した場合は、当該出願は、削除された商標に関係する限りにおいて取り下げられたものとして扱われる。

特許規則 53 秘密書類

- (1) ～(2) (略)
- (3) 書類を秘密扱いにする請求は、
 - (a) 書類が次の日、すなわち、
 - (i) 特許庁に提出された日、又は
 - (ii) 長官、審査官又は特許庁に受理された日、直後に始まる 14 日の期間の満了前にしなければならない、また
- (b) 請求の理由を含まなければならない。
- (4) 請求が(1)に基づいてなされた場合は、書類は、長官が当該請求を拒絶するか又は(5)に基づく指示を与えるまで秘密扱いとされなければならない。
- (5) ～(7) (略)

商標規則 59 秘密書類

- (1) (登録官によって要求され、規則 3 に従って公告されている様式以外の)書類が庁に提出され、かつ、提出した者が提出時に請求理由を付して当該書類又はその中の特定部分を秘密扱いにするよう請求した場合は、登録官は、該当する事情に応じ、当該書類又はその一部を秘密扱いにするよう指示することができ、また、登録官がその問題について決定しようとしている間は、当該書類は公衆の閲覧に供さないものとする。
- (2) ～(5) (略)

意匠規則 29 書類の閲覧

- (1) 意匠が法律に基づいて登録された場合は、その意匠に関して特許庁に保管されるすべての書類が、登録証が付与された日以後に特許庁において閲覧に供される。
- (2) ただし、次のときは、何れの書類も閲覧することはできない。
 - (a) 次の日に始まる 14 日の期間の終了前
 - (i) 特許庁に提出された日、又は
 - (ii) 登録官又は特許庁により受領された日
 - (b) 当該書類が、内部使用のために限り登録官又は特許庁により作成された場合
 - (c) 書類が次の事項を含む場合
 - (i) 登録官の見解で、人を害する虞のある方法で誹謗する事項、又は
 - (ii) 登録官の見解で、その閲覧が中傷的、非道徳的又は反社会的言動を助長する事項
- (2) ～(4) (略)

特許規則 116 補充的保護証明書

- (1) (略)
- (2) 法律附則 4A 第 5 項(a)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。
 - (a) 起算日に満了する 3 月、又は

(b) 証明書が当該期間の開始後に付与される場合は、補充的保護証明書の付与日直後に始まる3月

(3)～(8) (略)

特許法附則 4A 補充的保護証明書（第 128B 条）

第5項 手数料

補充的保護証明書は、次の条件が満たされない限り、効力を有さない。

(a) 所定の手数料が、所定の期間終了前に納付されること、又は

(b) (略)

－ UKIPOのプレスリリース等は、以下参照 －

(プレスリリース)

[Consultation kicks off work on new trade marks and designs services](#)

(意見募集（概要）のページ)

[Open consultation IPO Transformation programme: second consultation \(Summary\)](#)

(意見募集のページ)

[Open consultation IPO Transformation programme: second consultation](#)

－ 最近のUKIPOの動向や意見募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照－

- [英国知的財産庁（UKIPO）、SMEに対するSEPに関する意見募集結果を公表（2023年7月26日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁新長官にアダム・ウィリアムス氏を指名（2022年12月13日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、AI発明に関するガイダンス及び事例集を公表（2022年9月23日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、標準必須特許（SEP）のユーザーコンサルテーション結果を公表（2022年8月5日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度についての意見募集結果を公表（2022年7月29日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、AIと知的財産（著作権・特許）に関する協議結果を公表（2022年6月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度についての意見募集を開始（2022年1月25日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集結果を公表（2022年1月20日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁（UKIPO）、標準必須特許（SEP）に関する協議を開始（2021年12月7日）（PDF）](#)

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AIと知的財産 \(著作権・特許\) に関する協議を開始 \(2021年10月29日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組について公表 \(2021年8月4日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始 \(2021年6月8日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AIと知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表 \(2021年3月24日\) \(PDF\)](#)
- [AIと知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向 \(2020年9月25日\) \(PDF\)](#)

(以上)